

# 安全な自転車通行空間 の確保について

---

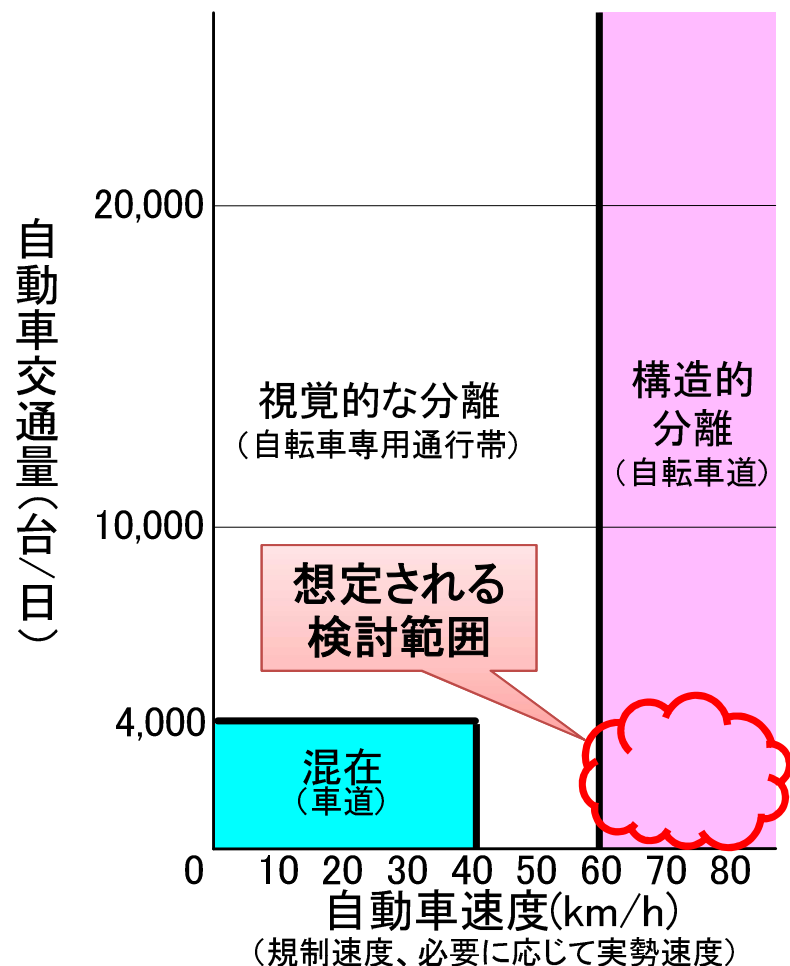
# 設計にかかる技術的課題の検討項目(案)

項目		課題	
1. 自転車通行空間の確保	自転車道(自転車双方向通行・一方通行)の適用の考え方	自治体意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点での安全性確保等のため、もっと一方通行自転車道を推奨すべき。</li> <li>・利便性確保の観点等から、双方向通行自転車道は必要。</li> </ul>
		委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時速の差の混在が想定され、安全性低下が懸念。</li> <li>・自転車道の場合、幅員2mとあるが双方向利用を考えると危険。それ以上必要か考えるべき。</li> </ul>
	交通状況を踏まえた整備形態の考え方	自治体意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車通行空間整備は緊急性があるため、柔軟に暫定整備(自歩道通行位置明示等)が進められるようにできないだろうか。</li> </ul>
		委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに従うと、速度50km/hを越える場合、自転車道が必要となり整備が進まないが、車道通行の自転車がいる現実に対して、暫定的にでも安全対策が必要。</li> </ul>
	自転車専用通行帯における路上駐停車対策	自治体意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーキング・メーターのある幅員の狭い道路での通行空間確保方法が決まらず整備が進まない。</li> <li>・荷捌き車両の問題があると、整備が進まない。解決策が必要。</li> </ul>
		委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車通行空間が広くても、荷さばきの路上駐車等による通行阻害等の問題が発生するため、空間整備に際しては、こうした対策も行うべき。</li> </ul>
2. 道路利用者にわかりやすい路面表示	矢羽根の大きさ、間隔、視認性	自治体意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢羽根の大きさが小さい、塗装が厚いと乗り心地が悪くなるといった指摘があるため、具体的な基準を設けていただけるとよい。</li> <li>・望ましいor望ましくない設置位置等、耐久性も含めた事例を知りたい。</li> </ul>
		委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜や高架下では青い舗装(矢羽根等含む)が見えない。明度・彩度の幅を持たせることも必要。</li> </ul>
	ピクトグラムの統一	自治体意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県によって方針が違い統一事項がないため、協議が進まない。もう少し細かい施工に関するガイドラインがあるといい。</li> </ul>
		委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピクトグラムやカラー舗装の考え方も議論したい。</li> </ul>

# 交通状況等を踏まえた整備形態の考え方

○ 速度が高いが、自動車交通量が少ない道路における整備形態をどう考えるべきか？

## ■ ガイドラインにおける自転車と自動車の分離の目安



自動車交通量が少ない箇所において、構造的分離(自転車道)が必要かどうか議論

【参考】規制速度60km/hで交通量の少ない道路



# 交通状況等を踏まえた整備形態の考え方

- 整備区間(国道6号向島～東向島間 延長1.2km)は法定速度60km/hであり、ガイドラインでは構造的な分離である「自転車道」が選定される区間。
- しかしながら、「空間再配分」や「速度抑制」が困難であるため、整備形態として「自転車専用通行帯」及び「車道混在」の整備を試行(平成27年2月完成予定)。
- 整備後、国土交通省東京国道事務所と警視庁が連携し、安全性等の効果を検証予定。

## ■ 整備箇所図(向島交番前交差点～墨田川高校前交差点)

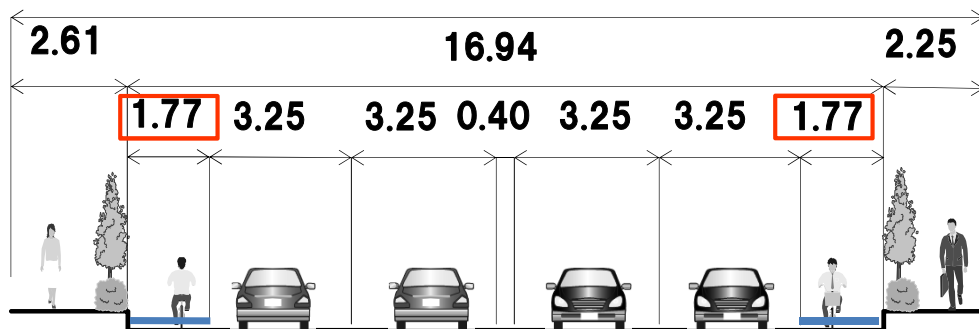


## 整備イメージ



## ■ 標準断面図(自転車専用通行帯)

21.80



自転車専用通行帯

自転車専用通行帯

【出典: 国土交通省・警視庁交通部記者発表資料(平成26年12月24日)より抜粋】

# 矢羽根の大きさ、間隔、視認性

○ 車道混在の場合の路面表示(矢羽根)の大きさ、間隔等についてどうすべきか？

## ■ 車道混在(矢羽根)の整備事例

宇都宮市国道4号の事例



【出典:宇都宮国道事務所 記者発表資料】

札幌市国道230号(北一条通)の事例



【出典:北海道開発局 記者発表資料】

大阪市本町通りの事例



東京都国道15号(札の辻交差点)の事例



## ■ 国総研における敷地内実験での検討ケース

